



新規事業のご紹介



生殖補助医療費等助成事業

令和4年4月から、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」や人工授精等の「一般不妊治療」が保険適用となり、医療機関窓口での治療費負担の軽減や、高額療養費制度などの保険診療によるメリットが受けられるようになりました。

市では、妊娠・出産を望む方が安心して不妊治療を開始・継続できるよう、治療にかかる費用の一部を助成する「笠間市生殖補助医療費等助成事業」を、令和5年4月から開始しました。

対象となる方や治療ごとの助成金額は以下のとおりです。詳細はお問い合わせください。

【対象となる治療】

令和4年4月1日以降に開始した治療(保険診療、自由診療どちらも対象です。)

【対象者】

- ・法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある方
- ・夫または妻のいずれか一方が、笠間市に1年以上住所を有していること
- ・治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- ・市税を完納していること

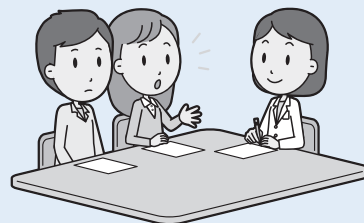
【助成金額】

- ①生殖補助医療：1回につき上限額20万円
※40歳未満は6回まで、40歳以上43歳未満は3回まで。
- ②一般不妊治療：1年度につき上限額5万円
- ③男性不妊治療：1回につき上限額5万円 ※①の治療の過程で実施した治療に限ります。

【申請期限】

原則として、治療が終了した日から60日以内または年度の末日のどちらか早い日。

※令和5年3月31日までに終了した治療については、令和5年度中に限り申請することができます。



フッ化物洗口事業



令和5年度の新規事業として、市内の幼稚園や保育園等に登園する4・5歳児を対象としたフッ化物洗口事業を開始します。

フッ化物洗口とは、フッ化物の洗口液でブクブクうがいを行う方法で、登園時に実施します。歯が生えた後に歯の表面からフッ化物を作用させる局所応用法の一つで、他にはフッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布があります。

幼稚園や保育園等に通う年齢は、乳歯のむし歯が急に増えてくる時期と永久歯が生え始める時期が重なるため、むし歯予防が重要となります。

この時期に歯質を強化するフッ化物で洗口を行い、歯みがきや規則正しい食生活と組み合わせるとむし歯を予防することが、一生使う永久歯を守り、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの基本となります。

フッ化物を活用したむし歯予防対策は、第2次笠間市健康づくり計画(歯科保健計画)において重点事業に掲げており、幼児健康診査時のフッ化物歯面塗布とともに推進していきます。

問 健康医療政策課 TEL.0296-77-9145



かさま健活スタイル

月ごとの強化項目を取り入れて
自分のこころとからだにちょっといい健康づくり



5月の強化項目

挑戦! 『禁煙』



毎月22日(スワン・スワン)は禁煙の日です。
禁煙をするきっかけにしましょう。

問 健康医療政策課 TEL.0296-77-9145